

## 令和3年 教育委員会第19回定例会 会議録

日時 令和3年11月9日（火） 午後3時00分～午後3時48分  
場所 教育委員会室（オンライン）

### 議事日程

#### 第1 報告

##### 【児童・家庭支援センター】

(1) 千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の開始について

(2) 令和4年度学童クラブ入会募集について

#### 第2 その他

##### 【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（11月20日号）

#### 出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

#### 出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博

#### 欠席委員（0名）

#### 欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますのでご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。

ただいまから令和3年教育委員会第19回定例会を開会します。本日、教育委員は全員出席です。今回の署名委員は金丸委員にお願いします。

◎日程第1 報告

【児童・家庭支援センター】

- (1) 千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の開始について
- (2) 令和4年度学童クラブ入会募集について

堀米教育長 議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長お願いします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。本日幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私の子ども総務課長です。オンライン出席している幹部職員は私が職名を読み上げますので返事をお願いいたします。それでは読み上げます。子ども支援課長。

子ども支援課長 はい。新井です。

子ども総務課長 子育て推進課長。

子育て推進課長 はい、中根です。

子ども総務課長 児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長 はい、安田です。

子ども総務課長 子ども施設課長。

子ども施設課長 はい、赤海です。

子ども総務課長 学務課長。

学務課長 はい、学務課長小原です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長 指導課長。

指導課長 はい、指導課長山本です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長 九段中等教育学校経営企画室長は、適宜出席する予定ですので、よろしくお願いいたします。以上のおりの出席状況でございます。よろしくお願いいたします。

堀米教育長 ありがとうございます。日程第1報告事項に入ります。千代田区ベビーシッター利用支援事業、一時預かり利用支援の開始につきまして、児童・家庭支援センター所長説明をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

千代田区ベビーシッター利用支援事業の開始につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、本事業の目的でございますが、日常生活で突発的な事情等によりまして、一時的に保育が必要になられたり、あるいはベビーシッターを活用した保育を必要とされる保護者の方が、ベビーシッターご利用の際に支払われた利用料につきまして、区がその費用の一部を補助しまして、保護者の皆様の多様なニーズにお応えして、ベビーシッターを安心して利用できるような環境を整備するというものでございます。

対象の方は、千代田区内に住所を有される保護者の方、例えば日常生活上、突発的なご事情、社会参加などによりまして、一時的に保育を必要とされる方、そして、ベビーシッターを活用して共同保育、これはシッターと共同で保育をされるといったニーズのある方でございます。

対象児童につきましては、満6歳になる年度の末日までの児童でございます。

この事業の開始日でございますが、本年の12月1日からを予定しております。

ご利用いただく上限につきまして、児童1人について年度内144時間まで、多胎児の場合には年度内288時間まででございます。

補助金額でございますが、こちらは午前7時から午後10時までのご利用は一時間につき上限2,500円、午後10時から翌7時までは上限3,500円でございます。

対象の利用料につきましては、シッター事業者からの請求される料金のうちで、純然たる保育サービスの提供単価でございます。

利用可能な事業者でございますが、東京都が定めておりますベビーシッター利用支援事業の認定事業者、20社ほど東京都が認定をして登録をされている状況でございます。

ご説明につきましては、以上でございます。

堀米教育長

ありがとうございます。

年度の途中からですが、年度の途中からでも1人につき144時間ということで、安田所長よかったですか。

児童・家庭支援センター所長

はい、そうでございます。今年度は試行的に12月1日からこの事業を開始いたしますが、この上限時間は平年度化して予定をしております、今年度12月からもこの時間数で対応させていただきます。

堀米教育長

他にこれについてご質問ありますでしょうか。

はい、金丸委員。

金丸委員

ベビーシッター事業、保育園に入れない人たちをカバーするために、もともとあったように思うんですが、今回のこの制度と従前あった制度というのは、全く別のものなんでしょうか。

もし別なものだとしたら、何が違うのかも教えていただきたいと思いません。

堀米教育長  
児童・家庭支援センター所長

はい、安田所長よろしくお願ひします。

はい、ありがとうございます。

まさに、金丸委員ただいまお尋ねのとおりで、従前ベビーシッターの利用の助成制度がございまして、これと今回私どもが導入する制度とは別の物でございます。従前のベビーシッターの利用助成というのは、子ども支援課で扱っておりましたが、病児病後児保育の助成という形でベビーシッターをご利用された場合に、ベビーシッターのご利用費用の一部を助成するという制度でございます。

従いまして、これまでのベビーシッターについては利用条件が限定されておりまして、なかなか使いにくいというご意見等も寄せられていたところでございます。今般開始をいたしますベビーシッター利用支援事業につきましては、先ほどご説明を申し上げましたように非常に幅広く、保護者の方のご事情等によりまして、こちらをご活用いただくと、そういった趣旨でございます。

堀米教育長  
金丸委員

はい、金丸委員どうぞ。

今のご説明で別の制度だということがわかったんですけども、通常であればこういう制度というのは一括して、要するに従前の拡大で、その利用者をこれだけ広げましたよという方がわかりやすいように思うのですが、別の制度にした何か特別な理由があるんでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

ありがとうございます。

まず別の制度として、今般新たにこちらをスタートするというひとつの理由、その要因は、この制度のスキーム、枠組みが、先ほどご説明を申し上げました、従前区で実施をしておりましたシッター派遣の事業というのは、趣旨が就労支援の目的といいますか、それがメインでございました。

今般、より幅広くこのシッター派遣をご利用いただけるような形の事業を開始するというものでございまして、また、こちらにつきましては東京都から補助金が出るということでございます。

東京都の補助事業として、今回シッター派遣の事業を開始いたしますので、この東京都補助スキームとも整合を取る形で、これまでのシッター派遣事業とは区分けをしたというものでございます。

ご説明は以上でございます

堀米教育長

はい、よろしいでしょうか。

長崎委員どうぞ。

長崎委員

質問なのですが、この対象児童の保護者の方への周知の方法とか、広報の方法というのはどういった形をとられるんでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

広報につきましては、まず広報千代田の11月20日号に掲載をさせていただきまして、あわせて同日付で区のホームページにも掲載をしております。

また、周知用のチラシを作製いたしまして子育て施設、例えば児童館、保育園等に配布をいたしまして、保護者の皆様にこれを周知させていただくとしております。

堀米教育長 はい、中川委員どうぞ。

中川委員 対象者の中に、ベビーシッターを活用した共同保育、保護者等と一緒に保育を必要とする方と出ているんですけども、これは具体的にはどういう方たちを想定していらっしゃるのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 こちらのベビーシッターを活用した共同保育という意味は、ニーズがあってシッター派遣を要請したその保護者のお宅に、ベビーシッターの事業者が出向いて、ベビーシッターと保護者が一緒にお子さんの保育をするというものです。

従ってお子さんを一緒に保育しながら、例えばその保護者がお子さんについての何か相談事や悩みとか、例えば発育の状況ですとか、あるいは保育でこういったところが難しいとか、そういったご相談をシッターが受けながら、ご相談に応じながら実際に保護者とご一緒に保育をするというパターンを想定しているものでございます

中川委員 そうすると今までは、子育てに悩みがあったときに、支援員の方や保育士や何かの方が、ご自宅で相談するってことはなかったのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 これまでのシッター派遣の事業ということになりますと、こういった形で明確に保護者の方とご一緒に保育をするという形を取っておりません。例えば保護者の方が不在になられる場合に、このシッター派遣の事業等ご利用いただいているというものです。

また、子ども支援課のシッター派遣の利用助成の事業は、お子さんが病気になるれて保育園でお預けできないというような場合に、これをご利用いただいておりますので、今回のベビーシッターに特化した事業というのは、ある意味区としても改めて、初めて手掛けていくというものでございます。

また、これまで家事支援とセットの育児支援訪問事業というのを、児童・家庭支援センターでは実施をしております、これはサービスの内容にシッターだけでなく、例えば簡単な食事を作ったり、そういったものもセットでございまして、いわゆるシッターに特化したものではございませんでしたので、そういったところでは若干、この事業の性格が、これまでと異なっているところがあるというものでございます。

また育児支援訪問事業、こちらにつきましては、やはり産前産後の支援が1番のメインの目的でございますので、どうしてもお子様の年齢が限定されてしまって、かなり低年齢のお子さん対象ということになっております。

中川委員 もう少しどういうときにこれを利用できるかっていうのを、周知するときには書いていただいた方が、いろいろ誤解がないんじゃないかなっていうふうに思います。

児童・家庭支援センター所長

ありがとうございます。

先ほど申しあげましたように、チラシ等で広く周知を図ってまいりますので、ただいまのご指摘を踏まえまして、よりわかりやすいご案内のチラシ等で周知を図らせていただきたいと思います。

堀米教育長

はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員

今のご説明を聞いていて感じたんですけれども、これまでのベビーシッターの制度等は、先ほどもおっしゃっていましたが、就労支援だったんだということですね。

これは少なくとも、今のベビーシッターを活用した共同保育になると、お母様ならお母様がそこにいて、そこにベビーシッターが入るから就労支援ではないわけですね。

例えば、虐待問題を裏側から解決するための制度とか、そういうものとして理解した方がよろしいでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

こちらの目的のところ、ストレートに虐待の未然防止とか、そういったところまで謳っておりませんが、やはりこういった様々なメニュー、支援サービスをご利用いただくことによって、未就学のお子さまを養育している保護者のご家庭にとって、そういった虐待リスクが結果的に低下するといえますか、虐待の未然防止にも当然資するというふうに、私共としては考えるところでございます。従いましてこのシッター派遣の事業を、先ほど申しあげましたように12月から開始をするところでございますけれども、やはり私共もこの実施状況等をしっかりと見守り、そして検証しながら、保護者の皆様にとってより使いやすい、そしてお子さまたちにとっても、先ほどお尋ねの虐待リスクについても、しっかりと防ぐことができるような、養育環境の構築といったことにつきましても、私共としても十分に注視をしていきたいと思うところでございます。

堀米教育長

清水部長どうぞ。

子ども部長

補足をさせていただきたいと存じます。

金丸委員が最初にご質問をされたこと、それから今ご質問されたことに絡むんですけれども、区でご提供差し上げている子育てのサービスがたくさんございますので非常にわかりにくいんですが、ご自宅へシッターが向いて保育をするという形をとらえますと、これまでもいくつか実はやっておりました。

そのうちの1つが、安田所長がお答えしましたように支援課で提供していた病児病後児のお宅に行って支援をするというものです。

また、待機児童の解消のためということ言えば、居宅訪問型保育という名称になりますけれども、保育園に預けるんじゃなくてお宅に行ってという形、それは障害のある子ですとか、どこも保育園に入れなくてという方が利用するという、待機児童解消が目的のものです。あまりケースは多くはございませんけれども、そういったものがございます。この居宅訪問型は、保育園に預けるのと同じですので、保育料等は同じような計算をし

ていくということになります。病児病後児とは違いますけれども、そのような形で提供しています。

今回のケースは、最後の質問にもからみますけれども、急に仕事が入っちゃったということで、就労支援するという目的でも構いません。ただし、仕事だけに限定しなくていいものです。息抜きのために観劇に行きたいのということでも構いません。

もう1つは中川委員からお話ありました、共同保育という、ご不安がある方に一緒になって、おうちにも保護者いるんですけども、シッターさんも来てもらって相談しながら一緒に保育しましょうということでもいいです。

こういったサービスを東京都でスタートし、千代田区もどうですかということですので、私たちも手を上げてやりますといったところです。

ご指摘いただいたようにわかりやすく、区民の皆様にお知らせをしないといけないなど改めて感じたところでございます。

ありがとうございます。

堀米教育長

この文言の中で自己実現という文言が、今部長が言ったところに当たる、ハードルを低くしたのかなというようなことですので、この辺は利用者、区民の皆さんにわかりやすくしてもらおうということでもよろしいでしょうか。

俣野委員どうぞ。

俣野委員

そうしますと、今は就労支援に限定しないということで、例えば専業主婦の方いらっしゃいますよね。

従前のもも使えたんでしょうけど、そういう方でも必要だということであれば、対象になるということでもよろしいわけですね。

児童・家庭支援センター所長

はい、俣野委員おっしゃるとおりでございまして、いわゆる専業主婦の方であってもご利用いただけます。

堀米教育長

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい、ありがとうございます。

続きまして、令和4年度学童クラブ入会募集につきまして、児童・家庭支援センター所長の説明をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

はい、それでは来年度の学童クラブ入会募集につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の表紙といいますか、鏡を1枚お付けしてございますので、こちらをご覧ください。

まず、学童クラブ入会対象児童ですとか、あるいは開室時間等につきまして、これは変更等ございません。

そしてこの対象となる期間でございますが、来年の4月1日から令和5年の3月31日までの1年度というものでございます。

また、費用育成料、おやつ代、こちらも変更はございません。

周知につきましては、広報千代田11月20日号に掲載をいたしまして、同日付でホームページに掲載をいたします。

入会の受付期間等につきましても、こちらに記載のとおり来年の年明け1月4日から、受付を開始いたします。

また、学童クラブ入会案内の資料の本体の方でございますが、こちらの中で1点、例年と異なっております点が、6ページの学童クラブ一覧のページのところで、1番下段のところ表の枠外に、四番町の学童クラブで現在仮設で運用しているところがございますが、令和5年3月までの間に、さらに場所が変更等になる可能性がございますということを、こちらの方に記載させていただいているものでございます。

それ以外、学童クラブのこちらの掲載内容につきましては、昨年度末の学童クラブと変更等ございません。

最後に、千代田区放課後事業のご案内というリーフレット、これもご参考までに保護者の皆様にも配布させていただきますが、学童クラブ、放課後子ども教室、そして児童館といった3つの柱で、児童の放課後の健全な居場所づくりを行ってまいりますという、その内容についてご案内をするものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

堀米教育長

ありがとうございます。

ご質問等ありましたらお願いします。

長崎委員どうぞ。

長崎委員

はい、今6ページの枠外のご説明をされたんですけれども、この令和5年3月までの間にさらに場所が変更等になる可能性というのは、令和4年度中にももしかしたら移ってしまう可能性があるということですか。

児童・家庭支援センター所長

はい、長崎委員おっしゃるとおりでございます。これは四番町児童館だけでなく、四番町保育園も同じ敷地で、仮設で運営をしております。こちらの今お借りをしている敷地でございますが、借用期限が切れるという予定がございまして、そちらとの関係で、再度移転をせざるを得ない状況になるかもしれないということで、このような記載をさせていただいているものでございます。

堀米教育長

はい、清水部長どうぞ。

子ども部長

できれば移動をしないで、今の場所でお預かりをする。

保育園、児童館、学童クラブの運営を継続するというのが、1つ望ましいことだと思っています。

一方で、土地を無償で提供していただいて、仮園舎をレンタルリースをしながら運営をしているという状況なので、土地所有者様と協議をしながら延長の可能性も探りつつ、そうは言っても、四番町保育園、児童館が建て替わって竣工するまでには、まだ相当の年数がかかるという見込みをもっております。竣工するまでお借りすることができるかどうかというのは



なかなか難しいかもしれませんので、お借りしている間に必要に応じてどこか別の場所も同時に探しながらということが、現実的に我々がやらなければいけないことかなと、目下大きな課題だというふうに捉えて調整をしている最中というところでございます。

堀米教育長

はい、他にございますか。

金丸委員どうぞ。

金丸委員

今の清水部長のお話で全体像が見えたんですけども、多分保護者にとって1番重要なのは、そこを使えなくなったときに、例えばこの児童館にしても保育園にしても、入っている人たちが移る場所が確実に確保されるのってこういうところだろうと思うんですね。

その辺の見込みはいかがなんでしょうか。

堀米教育長

はい、清水部長。

子ども部長

移る場所が確実に確保できるってというのが保護者の皆さんにとって1番重要、私も同様に感じております。

今のところから新しいところに移ることが確実にあって、きちんと移れるという状態にならないと、今のところを閉鎖というのはかなり厳しい状況だろうと思っておりますので、鋭意協議を進めてまいりたいと思っております。

堀米教育長

はい、他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

## ◎日程第2 その他

### 【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田 (11月20日号)

堀米教育長

それでは、日程第2、その他事項に入らせていただきます。

教育委員会行事予定表、11月20日号広報千代田の掲載事項につきまして、子ども総務課長説明をお願いします。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。

教育委員会資料で教育委員会行事予定表をお配りしております。

予定は11月9日から12月22日まで、落とし込まれている状況でございます。

1点、11月23日の教育委員会定例会が祝日のため、その候補として12月1日の水曜日3時からが大丈夫かどうかご相談させていただいたところですが、議会日程と様々に勘案しましたところ、11月29日の3時からというのが1番開催しやすい日程であることが先ほど確認できましたので、委員の皆様方がそのお日にちそのお時間で大丈夫であれば、11月29日で教育委

員会定例会を開催とさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

堀米教育長 まず12月1日のものを11月29日の同時刻でお願いできたらということですが、よろしいですか

(全員、異議なし)

堀米教育長 はい、ご確認いただきました。

子ども総務課長 はい、ありがとうございます。

そうしましたら11月29日月曜日3時からで予定表の方掲載させていただきます。

その他は特段変更がございませんので、追加日程等をご相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは引き続きまして、広報千代田11月20日号のご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、特集としましては新型コロナウイルスワクチン接種についてというもの、もう1つは児童館特集として乳幼児以外の機能のところを11月5日号で掲載しきれなかったというところで載る予定でございますので、ご確認いただきたいと思います。

その他子ども部からは、子育て推進課から、ひとり親家庭等医療費助成の現況届の提出、児童・家庭支援センターからは、「学童クラブ」入会案内、また先ほどご説明いたしました、ベビーシッター利用料の補助制度を開始します。

また学務課から、就学援助、入学準備金を3月に支給しますという記事が載る予定でございます。

その他、地域振興部から13件の広報が載る予定でございますので、お手元に届いた暁にはご確認いただきたいと存じます。

説明は以上です。

堀米教育長 ありがとうございます。

広報関係でご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。

教育委員から情報提供等ございましたらお願いいたします。

中川委員どうぞ。

中川委員 裁判員裁判、裁判員が23年から18歳から候補になるということがいつの間にか決ってしまったということで、裁判とはどんなものかというのを、ちゃんと18歳未満の子どもたちに教育をしなければいけないのではないかなということを感じまして、意見させていただきました。

堀米教育長 ありがとうございます。

法教育もやっておりますけども、その自覚を持たせるというようなことも、また1つの課題ではあるかなというふうに思っております。

金丸委員 多分成人した人たちを最初に選ぶとなっているので、成人が来年の4月から18歳になって、そのつながりなんですよ。

堀米教育長 そうですね、ありがとうございます。

金丸委員 金丸委員。  
今日のNHK、コロナによる子どもの睡眠の乱れが問題になっているとニュースがありました。

要するに子どもたちも、例えば学校が休みになってしまっただけで生活が乱れ、YouTubeなんかを見て、それから家の状況も親がリモートワークになったことにより、例えば朝早く親が出て行くはずだったのが遅くまでずっと家にいますから食事遅くなるということですが、千代田区ではそういう問題は生じてないのでしょうか。

堀米教育長 はい、これについては、生活調査とかで出ているかなと思うんですが、集計まだですかね。

指導課長 指導課長いかがでしょうか。

指導課長 はい、指導課長です。

例えば不登校等の理由については、生活の乱れですとか様々考えられますが、それが睡眠から起因しているものもあるかもしれませんし、もっと掘り下げていくと、それがコロナに影響しているということも考えられますけれども、そのあたりの関係性についてきちんとした調査というところはまだされておられません。

堀米教育長 はい、このところ対面での授業になっていますので、大分その辺の影響はもうなくなってきたかなというふうに思うんですが、休校中のときはやはり生活の乱れもあったように思われます。

金丸委員 もう学校が始まっているので、そういう意味ではリズムが作られているんでしょうけれども、他方で家の方でも同じようにリズムを作ってくれないと、子どものそういう生活の乱れはなおらないじゃないですか。

そういう意味で、各家庭への何らかのアナウンスが必要かどうか、という趣旨で申しあげました。

堀米教育長 はい、ご意見ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

俣野委員 俣野委員どうぞ。

11月2日の日経に出たんですけども、都立の立川国際附属小学校、高倍率で申込者が来たというんですけども、当区の場合ですと例えば九段小と九段中等を一緒にする、要するに小学校から高校までの一貫校、それはまだあまり考えられないですか。

堀米教育長 はい、佐藤部長お願いします。

教育担当部長 立川の場合は、中等教育学校に附属小学校を付けたと聞いています。

パターンとしては、九段中等教育学校に付属の小学校を設けるイメージだと思うんですけど、今のところそういった形の学校にするってことは考えていないです。

侯 野 委 員 これだけ希望者多いということは、小学校から高校までずっと一貫でやるっていうことのメリットも結構あると思うんですね。

教育担当部長 これまでもご報告していますけれども、今後の教育のあり方の中で、児童・生徒急増している受け皿どうするかっていうところで、そういったアイデアがないわけでもないんですけど、それを具体化するためには結構時間もかかると思いますし、立川の今後の推移というか、その辺も見ながら、もし必要があれば検討するというところなんです。

侯 野 委 員 立川の場合、小学校の設置を決めたってなっているんですけど、今までの既存の小学校を付けたっていうことじゃなくて、新設したということなんでしょうか。

教育担当部長 はい、立川の場合はそこに小学校を新設したというふうに聞いています。

侯 野 委 員 当区でもあれば、結構私立の小学校ありますよね。  
 相当な高倍率で皆さん入るわけだから、逆にいうと、公教育の間でも小学校から高校までっていう一貫校っていうのは、また1つ、区のイメージアップにもなるのかと感じました。

教育担当部長 国立大学の附属小学校から附属中、高校まであるところもあるんですけど、都立ではまだ実験的などころがあるかなと思っているので、早急に飛びつくというよりは実態も見ながら、それで今後の教育のあり方の委員の中にも、東京都の教育監をやっていた宇田先生もいらっしゃっておりまして、また検討協議会ありますので、教育委員会でそういう話題があったということもお伝えし、意見を聞いてみたいと思います。

侯 野 委 員 よろしく願います。

堀米教育長 他にございますでしょうか。  
 金丸委員どうぞ。

金丸委員 今の点に関してですね。子どもを一貫校に入れたいというふうに希望する親が、どういう意図で入れたいと思っているかということって、結構重要だと思うんですね。  
 要するに教育の制度として正しいから入れたいのか、学費も安い公立でずっと子どもたちがその後、楽をするだろうというふうに入れたのか、その辺の目的によっても、大きく変わるような気がするんですね。そういう意味では、かなり幅広くいろんな人の意見を聞かないと難しいのかなという感じを受けました。  
 あわせてなんですけど、この前、東京都23区の私立中学校進学率ランキングというのが出ていまして、これによると千代田区は5位で38.43%、私のイメージではもっと私立中学校に行っていると思ったんです。思ったよりも少ないんですね。ということは残りの61.57%は千代田区の区立中学校に入っているというふうに理解していいんですかね。

堀米教育長 佐藤部長、どうぞ。

教育担当部長	金丸先生のおっしゃった数字ですけれども、公立の中に都立の中等教育学校とか九段中等教育学校が入っているので、61.57%から公立の中等に進学した数を差し引いた人数が区立の中学校に行く、そういう計算になると思います。
金丸委員	はい、ありがとうございます。
堀米教育長	他にございますでしょうか。 中川委員どうぞ。
中川委員	5位だったということですがけれども、子どもたちの教育というのは、私立に行くのがいいばかりではないわけで、5位というのはよかったなと思ったんですけども、地域の公立学校に来てくれるにはどうしたらいいかということを中心に考えないといけないと思います。
堀米教育長	はい、ありがとうございます。 他にございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 (なし)
堀米教育長	はい、それでは本日の教育委員会は以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。